

登米市中間支援組織検討委員会 中間報告書

～ 市民が支える。市民と市民の助け合い ～

私たちが考えた

登米市の中間支援組織の基本理念

登米市の中間支援組織は、コミュニティ組織・ボランティア団体・NPO等様々な活動主体の連携・協働を創り出す“つなぎ役”であり、活動拠点施設はともに地域の未来を考える市民を見出し、つなげていくための地域づくりの拠点である。



平成22年4月

登米市中間支援組織検討委員会

目 次

前 文	— 1 —
第1章 登米市における中間支援組織の理念と基本的方向	— 2 —
1. これまでの検討経緯	
(1) 「登米市協働のまちづくり推進条例等に関する提言書」	
(2) 「登米市中間支援組織の在り方についての意見書」	
2. 登米市の中間支援組織の理念と基本的方向	— 4 —
(1) 地域の現状と課題	
(2) 登米市協働のまちづくりにおける中間支援組織の役割	
(3) 中間支援組織の理念と基本的方向	
(4) 住民自治の組織と範囲	
第2章 登米市中間支援組織の骨格	— 8 —
1. コミュニティ組織の活動支援	
2. NPO・ボランティア団体の活動支援	
第3章 中間組織の必要な機能や施設	— 9 —
1. 中立的・客観的な存在	
2. 情報提供機能	
3. 資源や技術の仲介機能	
4. 人材教育機能	
5. マネジメント能力の向上支援機能	
6. ネットワーク、コーディネート機能	
7. 価値創出機能、男女共同参画	
8. 中間支援組織の主催事業	
第4章 中間支援組織の組織機構と行政の範囲	— 13 —
1. 中間支援組織の活動主体	
2. 行政の役割と活動支援	
第5章 管理運営の方法	— 14 —
1. 持続的な運営方策の検討	
2. 多様な市民の参画を募る方策	
第6章 付帯意見	— 15 —
参考資料	— 16 —
あとがき	— 19 —

前 文

登米市中間支援組織検討委員会では、平成 22 年度中に NPO 法人や地域コミュニティ組織等の活動や連携を支援する中間支援組織の方向性を提示するための検討を進めて参りましたが、本報告は平成 21 年度までの中間的な成果を取りまとめたものです。

登米市ではこれまで、市民と行政が協働で活力と魅力のある地域づくりを実現するために、市民がやりがいと生きがいを感じつつ責任をもって地域づくりに参画できるよう、「協働のまちづくり」を推進してきました。

「協働のまちづくり」を実現するためには、市民のまちづくりへの思いが反映され、その能力が活かされるよう、市民が参加しやすい環境が整えられなければなりません。また、まちづくりにかかわる諸問題を解決するために多様な主体がそれぞれの資源を活かして協働できる環境が整えられるべきです。もちろんそのためには、行政も市民のニーズを市民と同じ目線で捉えてこれに応えて協働するという姿勢が求められることは言うまでもありません。

そこで、これら地域づくりに関わる主体・関係者が地域づくりの目標や理念を共有し、互いに資源を出し合って実現に取り組む関係が構築されなければなりません。また、このような協働の関係を実現するためには、さまざまな主体とその関係者が共通認識・相互理解を形成していく機会や過程が必要になります。このような営みを展開していくのがここに提案する中間支援組織です。

この中間支援組織は上記した協働の関係づくりのためのプログラムの構築力やその運営力なども問われ、多様な分野にわたる見識やノウハウが必要になります。このような役割を行政や既成の市民団体だけが担うことは難しく、十分な検討を加えた上で、この中間支援組織の姿を新たに見つけ出していく必要があります。

本委員会では、上記の目的を達成するために、委員同士の話し合いのほか、地域での意見交換も行い、市民・市民活動団体・地域組織が必要とする中間支援組織のあり方を模索してきました。その結果、中間支援組織の役割や機能についての大まかな姿が見えてきましたが、その目標とする役割を果たすためには、組織を運営していく主体を用意する必要があります。そこで今後は、その検討過程で中間支援組織の望ましい姿を明らかにし、同時に組織とその担い手が育っていくことが望まれます。

さらに、提示された中間支援組織がより多くの市民から理解され、期待され、信頼されるものでなければ、「協働まちづくり」の拠点となることはできません。そのために、本委員会では 22 年度も引き続き、中間支援組織が登米市の地域づくりのための重要な拠点として構築するための残された課題について検討をすすめていきたいと考えております。

登米市中間支援組織検討委員会
委員長 山田 晴 義

第1章 登米市における中間支援組織の理念と基本的方向

1. これまでの検討経緯

(1) 「登米市協働のまちづくり推進条例等に関する提言書」

登米市では、市民と行政による協働のまちづくり及び男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進をするため、平成19年6月に登米市協働のまちづくり・男女共同参画推進市民会議を設置し、平成21年1月に「登米市協働のまちづくり推進条例等に関する提言書」が提出されています。この提言書の中では中間支援組織について次のとおり記載されています。

「登米市協働のまちづくり推進条例等に関する提言書」(抜粋)

(第6章 その他の意見 1. 組織と施設の設置 から)

市民会議では、登米市の将来像をかなえるためには、市民一人ひとりがまちづくりの理念を共有し、その実現のためのツールとして「協働のまちづくり推進条例」を利用していくことが重要だと考えました。

そのためには、「住民の持つ創造性と行動力」と「市の持つ組織力と専門性」を効果的にコーディネートする組織や人、施設の設置が必要と考えます。

施設の設置は、何もあらためて整備する必要はなく、現在、市が有している遊休施設の中から適したものを改修・転用することで可能であると考えます。特に、統廃合により不要となった小学校については、施設の構造上からも様々な利用形態が考えられます。

コーディネート役となる組織や人については、上記施設の管理・運営を行いながら中間支援組織的役割を担っていただけるNPOや市民活動団体の育成・支援が必要と考えます。



「登米市協働のまちづくり推進条例等に関する提言書」
(平成21年1月提出)

登米市協働のまちづくり・男女共同参画推進市民会議

(2) 「登米市中間支援組織の在り方についての意見書」

市民会議からの提言を受けて、登米市の中間支援組織の在り方を検討するため、平成21年3月に登米市中間支援組織に関する有識者会議が開催されています。意見書では登米市の中間支援組織として必要な機能等が盛り込まれています。

「登米市中間支援組織の在り方についての意見書」(抜粋)

(4 登米市型の中間支援組織 から)

登米市がこれから進めようとしている協働のまちづくりには、「志縁」としてのNPOや市民活動団体の他、「地縁」としての地域のコミュニティ組織が大きな役割を持つと考えられます。そのため、登米市における中間支援組織については、NPOや市民活動団体に向けた役割ばかりではなく、地域のコミュニティ組織やボランティア団体など、市内各層の幅広い活動に対応した次のような活動形態が必要と考えられます。

- (1) 地域密着型活動支援・・・「地縁」の支援
- (2) 機能・分野特化型活動支援・・・「志縁」の支援
- (3) 合併の長所を活かす取り組み・・・「地域連携」の支援

登米市中間支援組織の在り方についての意見書

登米市中間支援組織に関する有識者会議
平成21年6月30日

「登米市中間支援組織の在り方についての意見書」
(平成21年6月提出)

登米市中間支援組織に関する有識者会議

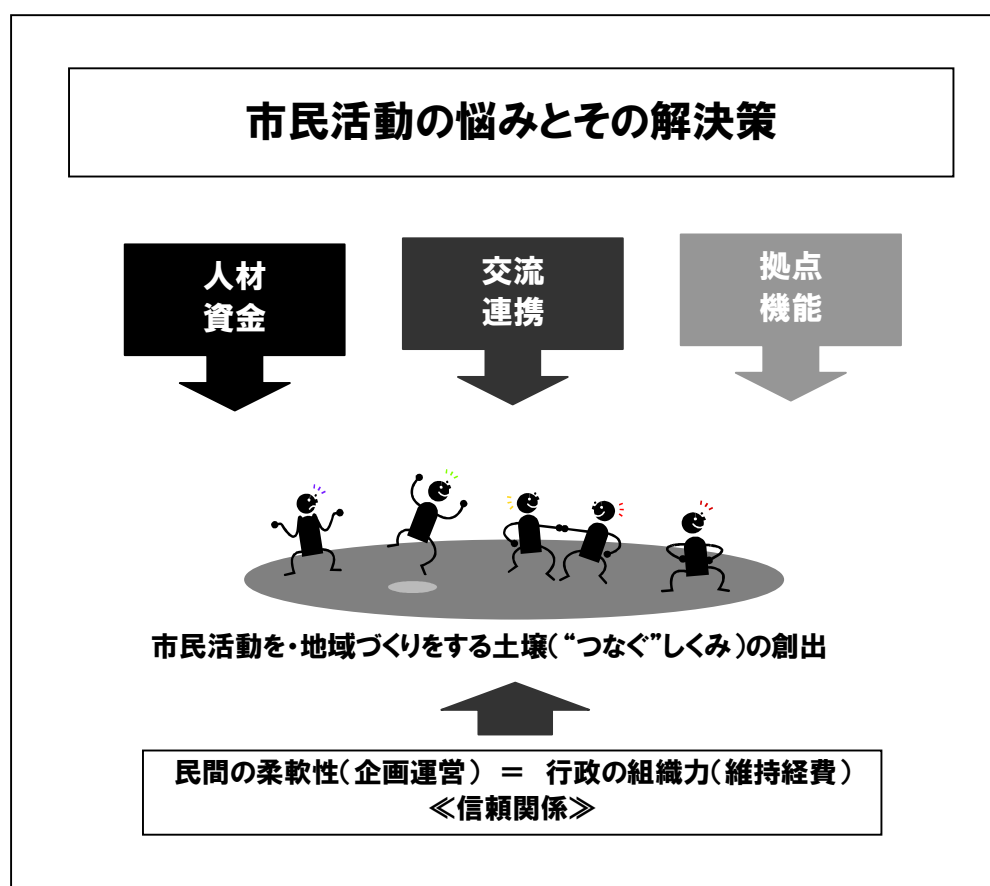
2. 登米市の中間支援組織の理念と基本的方向

(1) 地域の現状と課題

登米市においては、過疎化や高齢化などに伴う地域コミュニティ組織の活力低下が課題となるなか、地方分権時代を向かえ、住民に軸足を置いた地域の特性に合った住民自治のしくみを作ることが求められています。

また、個人や地域コミュニティ組織、企業、NPO、ボランティア団体など地域全体で公共サービスを分担していく新たなスタイルを作り出すことが急務であり、そのための体制整備に取り組むことが必要と考えられます。

9町が合併してできた登米市の特性を生かし、固有の地域資源やこれまで旧町をエリアに活動していたそれぞれの団体を“つなぐ”ことにより、より大きな市民活動の動きにつなげることが期待されます。



(2) 登米市協働のまちづくりにおける中間支援組織の役割

登米市では、市民と行政の協働によるまちづくりを推進していくための基本的な考え方をまとめた「登米市協働のまちづくり指針」を平成19年5月に策定しています。

この指針のなかでは、協働のまちづくりを推進する体制として、次の推進方策が掲げられており、この方策の推進役として中間支援組織に大きな役割が期待されます。

「登米市協働のまちづくり指針 第4楽章 協働の推進方策」より

関係のある推進方策部分の抜粋と中間支援組織に期待される役割

第1小節 環境整備

市民活動情報の収集と発信の役割

○情報共有の促進

- ・市民が情報を活用できるように、分かりやすく、入手しやすい環境整備。

○協働を推進する条例等の整備

- ・市民と行政の協働によるまちづくりを推進するための基本的な考え方をまとめた指針を策定します。また、法的な根拠となる条例の制定を目指します。

第2小節 人材育成

市民活動の担い手を育てる役割

○意識啓発事業の実施まちづくりの活動母体の体制整備

- ・市民協働講座、講演会等を開催し、市民が主体的にまちづくりに参加する意識の向上を図る。

○地域のコーディネーター役、担い手の育成

- ・協働事業や地域のまちづくり活動を支援できる知識、経験、技能を持った人の協力体制を構築し、地域活動を担う次世代の人材を育成する。

第3小節 体制整備

地域自治組織の育成と活動拠点施設運営の役割

○まちづくり活動母体の体制整備

- ・既存のコミュニティの活動組織や自治組織等の母体を生かしながら、協働事業や地域の特性を生かした個性あるまちづくりを実施できる母体の体制整備を図る。

○活動場所の整備

- ・公共施設の効率的な利用を図り、地域まちづくりの活動拠点として推進します。

○活動環境の整備

- ・既存備品の有効活用を図り、様々な市民活動団体等が必要な機材、備品等の効果的な活用を推進します。

(3) 中間支援組織の理念と基本的方向

登米市中間支援組織検討委員会では、市民会議や中間支援組織に関するこれまでの検討経過及び登米市協働のまちづくり指針の考え方を踏まえ、また実際に地域でまちづくり活動を実践しているコミュニティ関係者、社会福祉協議会関係者、NPO関係者から活動の課題や支援要望等のヒアリングを行った結果を話し合い、次の基本理念と基本的方向により登米市の中間支援組織についての検討を行っていくこととしました。

－中間支援組織の検討にあたっての基本理念－

登米市の中間支援組織は、コミュニティ組織・ボランティア団体・NPO等様々な活動主体の連携・協働を創り出す“つなぎ役”であり、活動拠点施設はともに地域の未来を考える市民を見出し、つなげていくための地域づくりの拠点である。

－基本的方向－

- コミュニティ組織の活動支援
- NPO・ボランティア団体の活動支援
- 中間支援組織の必要な機能や施設
- 中間支援組織の活動主体と行政の役割
- 組織の運営と施設管理の方法

※用語の定義

○コミュニティ組織

既存の地区コミュニティ組織であり、概ね小学校区を範囲とした地域住民の構成要素であるコミュニティ組織。地域振興会もコミュニティ組織に該当する。

○ボランティア団体

自発性、無償性、利他性に基づく地域奉仕活動団体。主に登米市ボランティア協会に加盟する団体。

○NPO等

NPOとは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

NGOとは、国際協力に携わる「非政府組織」「民間団体」のことを意味する。

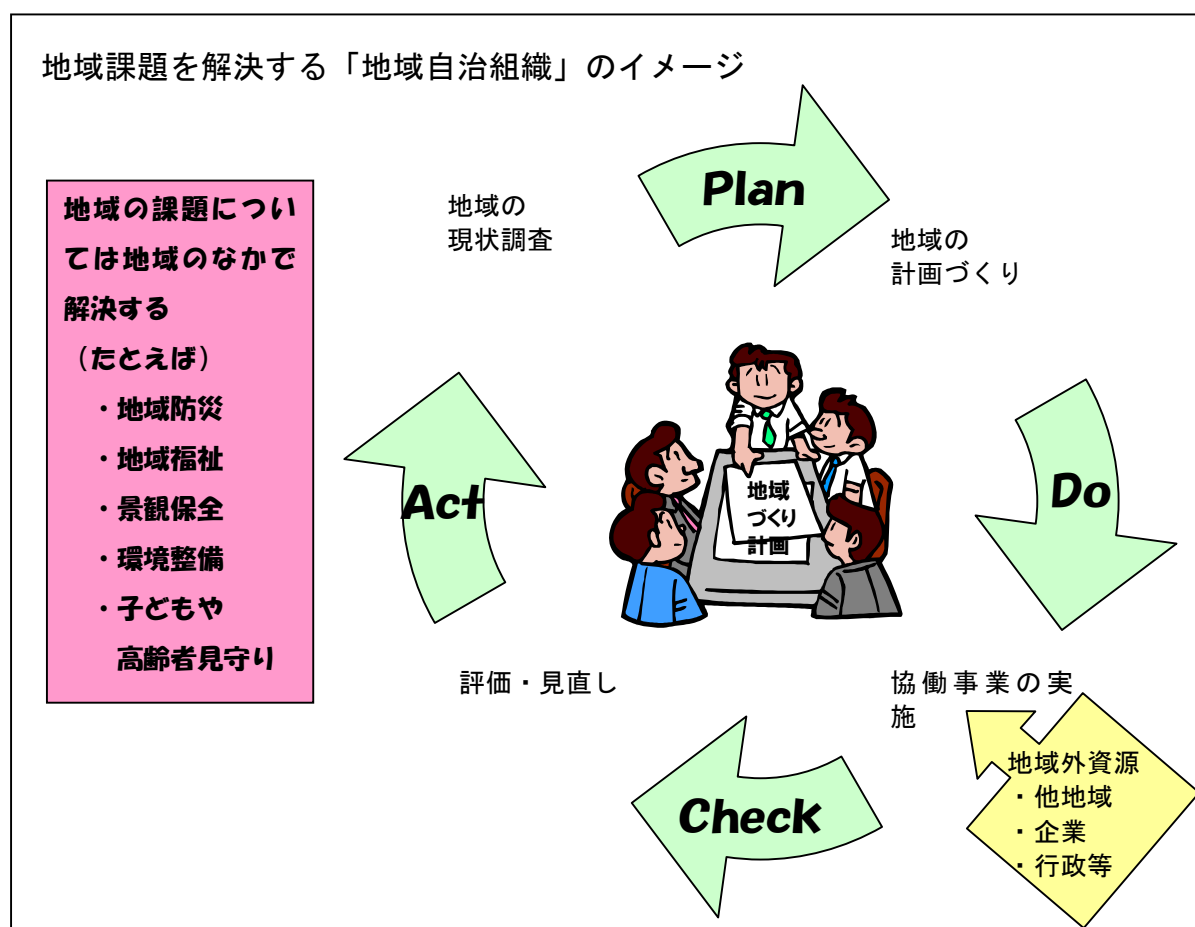
(4) 住民自治の組織と範囲

登米市では、多くの地域において、コミュニティ組織が主体となった地域のまちづくり活動が行われてきました。

協働のまちづくりとは、市民、地域コミュニティ、NPO等、事業者及び行政が対等なパートナーとして相互に役割を担いながらまちづくりを行っていくことであり、最終的には行政から市民側への地域内分権を行い、持続可能な地域経営を実現することと考えられます。これが今盛んに叫ばれている地域主権や住民自治と言われるものです。

この住民自治を実現するためには、住民自治の範囲となる住民自治地域の設定が必要となります。この住民自治地域は旧町の枠組みにとらわれず、地域経営の主体である住民の参画により決定することが重要と考えますが、多くは現在のコミュニティ組織の枠組みが継続されるものと思われます。

将来的にはこの地域自治組織が一定の自治権を得て、地域の防災、教育の一部、清掃などの地域環境整備等を行い、「地域の課題については地域のなかで解決する。」といった住民自治の実現が理想的と考えられるが、そのための支援を中間支援組織が担うことが考えられます。



第2章 登米市中間支援組織の骨格

1. コミュニティ組織の活動支援

～コミュニティ組織が公共サービスの担い手となるための支援活動。～

コミュニティ組織が自らの地域の将来像を描き、それを実現するための取り組みを進めるなかで「地域の課題については地域のなかで解決する。」というような住民自治に対応した組織づくりにつながる支援を行います。

－具体例－

1. 地域のコミュニティ計画への作成支援
2. 協働事業のコーディネート支援（各種団体や他の地域、企業との協働プログラム）
3. コミュニティを支援する組織や行政機関のコーディネート（縦割り行政の解消）

2. NPO・ボランティア団体の活動支援

～NPOやボランティア団体がより活発に活動できるための支援活動。～

登米市内の資源を仲介して、個々の市民活動団体の横のつながりを支援するとともに、各団体のマネジメント能力の向上について支援を行います。

各NPOや社会福祉協議会、ボランティア協会と連携し、コミュニティ組織との協働によりNPOやボランティア団体がより活発に活動できるよう支援を行います。併せて、ボランティア団体のマネジメント能力の向上についての支援も行い、より継続した活動につながるよう支援を行います。

また、ビジネスの手法により地域課題の解決を図る「市民企業家」を支援し、介護、福祉、育児、家事支援、教育、環境保護、動物愛護、ものづくり、観光、まちづくりなどの、ソーシャル・コミュニティビジネスを立ち上げ、就業の場の創設や地域支援の有効活用の支援を行います。

－具体例－

1. ボランティアを支援する組織や民間基金等のコーディネート（マネジメント支援）
2. ボランティアについての理解や協働の取り組みを啓発する事業
3. ソーシャル・コミュニティビジネス起業支援
4. 地域資源とのマッチング・コーディネート支援

第3章 中間支援組織の必要な機能や施設

1. 中立的・客観的な存在

コミュニティ組織やボランティア団体、NPO等といった多様な主体の信頼を得て、その公益的活動を支援するためには、特定の組織や団体に支配されず、中立的・客観的な支援やコーディネートを行う存在である必要があります。

2. 情報提供機能

市民活動団体等が抱える課題を解決するため、必要となる人材情報やノウハウ等の情報交換・情報提供・活動相談の場の提供の役割が期待されます。

情報提供機能は中間支援組織の最も基本的な機能とも言え、協働のまちづくりの活動草創期にあって、担い手組織の育成が課題となっている段階では特に重要な機能と言えます。また、市民や行政に対して、中間支援組織の基本的知識を啓発する役割も期待されます。

— 具体的機能・施設 —

【活動拠点（市民活動拠点センター）の施設】

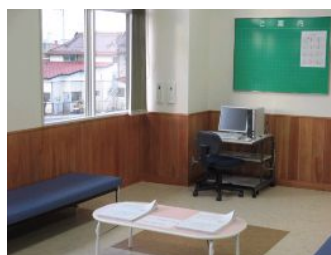
- ・ 団体掲示板、・ 交流サロン、・ ミーティングルーム、・ 貸室、・ インターネットスペース、
・ OA機器、・ ロッカールーム、・ 共同作業室

【活動拠点（市民活動拠点センター）の機能】

- ・ メディアとの連携機能（コミュニティFm、仙北郷土タイムス等の地域メディア）
- ・ 市民活動情報誌の発行、・ ホームページの開設
- ・ 出会いの場となる事業の実施（市民活動フォーラム）

【地域中核施設（公民館・コミュニティセンター・各総合支所・閉校となった学校等）】

- ・ 団体掲示板、・ 交流サロン、・ ミーティングルーム、・ インターネットスペース、OA機器



栗原市市民活動支援センター

3. 資源や技術の仲介機能

市民活動団体等が活動を行うに当たって、必要となる資金、人材を始めとする資源について、その提供者と需要者である市民活動団体等を結びつける役割が期待されます。

市民活動団体等のニーズを把握している中間支援組織が、資材や人材、活動に必要な情報を提供する支援者と市民活動団体等を仲介し、斡旋する役割を担うものです。とりわけ活動資金の確保が市民活動団体等の大きな課題であり、市民活動団体等の支援期待が最も大きい役割です。

－具体的機能－

【活動拠点（市民活動拠点センター）の機能】

- ・ 市民活動に関する助成金情報の収集と提供
- ・ 市民活動に関する人材情報の収集と提供
- ・ 市民活動団体の活動相談窓口
- ・ テーブル、イス、パネル等、イベントに必要な物品の貸与



大崎市市民活動支援センター

【地域中核施設（公民館・コミュニティセンター・各総合支所・閉校となった学校等）】

- ・ 市民活動団体の相談窓口

4. 人材教育機能

市民活動団体等が自立するために必要な、組織運営・資金確保などに対応できる人材育成のためのノウハウを持ち、まちづくりの担い手を育てる役割が期待されます。

市民活動団体等の事務局スタッフには「経理、財務、税務の専門知識」や「コンピュータ関連の知識、スキル」を求められる場合が多く、事務処理能力の向上支援にもその役割が期待されます。

－具体的機能－

【活動拠点（市民活動拠点センター）の機能】

- ・ 市民活動を支援する役割を担える人材の養成講座。
- ・ 各種講習会や研修会、リーダー養成研修会の開催。
- ・ 学校教育から市民活動の理念を教える。そのための人材を学校に派遣する。
- ・ ワークショップによる市民参加型の人材教育のあり方を検討する。

【地域中核施設（公民館・コミュニティセンター・各総合支所・閉校となった学校等）】

- ・ 市民活動団体の相談窓口



いしのまきNPOセンター

5. マネジメント能力の向上支援機能

市民活動団体等が自立して活動を継続していく上で必要となる組織運営、資金、人材確保などのマネジメント能力の向上を支援するため、そのノウハウについて相談し、コンサルティングなどを通じて提供する機能が期待されます。

市民の思いを小さな芽の段階から、成長のステップに合わせ支援し、市民の思いを形にする上で、マネジメント能力の向上は、特に重要な役割となります。

－具体的機能－

【活動拠点（市民活動拠点センター）の機能】

- ・ 行政あるいは市民からの協働事業提案の相談窓口。
- ・ 各種事業の計画や予算のデータ蓄積と、市民活動団体へのフィードバック支援。

【地域中核施設（公民館・コミュニティセンター・各総合支所・閉校となった学校等）】

- ・ 市民活動団体の相談窓口

6. ネットワーク、コーディネート機能

様々な形態や価値観を持った多様な市民活動団体等をネットワーク化したり、市民参加型のイベント等を積極的に取り入れ個々の市民活動団体等が持つ資源を有効に活用して目的を達成するためにコーディネートする役割が期待されます。

市民活動団体等の描いた地域ビジョンを具体的活動に移行させたり、地域や社会の課題を効果的に解決していくためには、個々の市民活動団体等が有する資源を結びつけ、解決のためのプロセスを調整する役割が必要となります。

－具体的機能－

【活動拠点（市民活動拠点センター）の機能】

- ・ スポーツ、芸能、音楽、外国語などの指導者のネットワーク化。
- ・ 各種団体の研修等の旅行コーディネートによる出会いやネットワークの創出。

【地域中核施設（公民館・コミュニティセンター・各総合支所・閉校となった学校等）】

- ・ 市民活動団体の相談窓口



多賀城市民活動サポートセンター

7. 価値創出機能、男女共同参画

市民活動団体等が実践活動を通じて発掘した社会的課題について、社会全体に訴え共有化したり、新たな問題解決の方法を創出する機能が期待されます。

市民活動団体等は、行政や企業がその役割や性格ゆえに実現しにくいもの、あるいは見過ごしてしまうようなテーマに着目して活動している点が大きな特徴の一つとなっています。

市民活動団体等の活動が持つ、先駆性、多元性、創造性、個別性といった特徴を活かしつつ、それらの活動を集約して、社会的なコンセンサスを得ながら段階的に新たな動きやより社会的な価値にまで高めていくことが今後期待されますが、その役割を中間支援組織が担っていくことが期待されます。

－具体的機能－

【活動拠点（市民活動拠点センター）の機能】

- ・市民活動団体の問題発見、課題発見機能。
- ・スポーツ活動など多様な活動支援を通じての出会いの場の創出。
- ・課題解決のための提案を市民から受け付けデータベース化。

【地域中核施設（公民館・コミュニティセンター・各総合支所・閉校となった学校等）】

- ・市民活動団体の相談窓口

8. 中間支援組織の主催事業

－具体的機能－

【活動拠点（市民活動拠点センター）の機能】

- ・各種市民活動の交流やスポーツイベントなどで出会いの場を増やす市民活動交流会。
- ・課題解決のための提案を市民から受け付ける協働事業プレゼン大会。

【地域中核施設（公民館・コミュニティセンター・各総合支所・閉校となった学校等）】

- ・市民活動団体の相談窓口



せんだい・みやぎNPOセンター



いしのまきNPOセンター

第4章 中間支援組織の活動主体と行政の役割

1. 中間支援組織の活動主体

(1) 活動拠点施設（市民活動拠点センター）における活動主体

活動拠点施設には、市民活動やNPOに関わる専門的な知識やノウハウを持ち、コーディネート能力を有する人材が対応することが求められます。したがって、こうした人材で構成される組織が活動主体となって運営されるべきです。

(2) 地域中核施設（公民館・コミュニティセンター等）における活動主体

地域中核施設には、地域の状況等を良く把握でき市民や行政に進言できる人、例として行政OB、教員OB、ボランティア経験者が活動主体となることが望めます。また、中央の活動拠点施設と連携しつつ、インターネット会議への参加やコーディネーターが現地へ出向いての出張相談等体制の構築も望めます。

2. 行政の役割と活動支援

(1) 市民活動拠点の設置

施設の運営については、市民の役割として中間支援組織が中心となって担い、コミュニティ組織・ボランティア団体・NPO等様々な活動主体の連携・協働を創り出し、ともに地域の未来を考える市民を見出し、つなげていくための地域づくりの拠点づくりが必要になります。

市民活動の拠点施設については、行政の役割として、施設の設置と施設維持管理費負担が不可欠です。さらに日常の活動をはじめ運営に関わる必要な支援を行う必要があります。

(2) 行政機関の連携について

地域におけるまちづくりを一体的に支援するため、まちづくりを所管する市長部局と、コミュニティ組織や社会教育を所管する教育委員会部局との連携する体制の構築が望めます。また、福祉分野の部局や社会福祉協議会との柔軟な連携も必要になります。

(3) 活動の場、ステージづくりについて

中間支援組織や地域自治組織がより自立した組織として確立するためには、行政との協働による活動の場、ステージづくりが重要と考えます。中間支援組織については、各行政分野における協働の取り組みの機会を多く持ち、地域自治組織については公民館やコミュニティセンターの指定管理といった責任ある役割を持つことにより、より自立した組織への発展が期待されます。

(4) 協働のルール 条例づくり

中間支援組織については、現在検討が進められている「登米市まちづくり基本条例」との関係が深いことから、条例の中に中間支援組織についての条項が盛り込まれるよう情報の提供や交換が必要と考えられます。

第5章 組織の運営と施設管理の方法

1. 持続的な運営方策の検討

(1) 市民活動拠点施設の指定管理

市の遊休財産を活用して市民活動拠点施設を整備し、その施設を中間支援組織が指定管理者となって管理することについての検討が望まれます。

このことにより、市民活動拠点施設を中間支援組織の事務所として利用することができ、また指定管理料に事務スタッフの雇用など、活動基盤を整備する経費が含まれるべきです。

活動拠点施設では市民や団体からの相談に対応し、相談情報は中央の活動拠点施設に一括して集約し管理します。こうすることで、各地区中核施設であっても相談データをもととした相談対応が可能となります。各地区中核施設の担当者は定期的に研修等の機会を持ち、相談対応能力の向上や情報共有を図ることが望ましいと考えます。

(2) 市民活動支援業務の受託

市民活動の支援や相談業務に関する事務委託を受けることで、より安定した組織の活動基盤をつくることができ、市としても市民活動や協働のまちづくりについての専門機関を外部に持つことができます。

(3) 地域のまちづくり計画等の作成支援業務

地域のまちづくり計画の作成支援を中間支援組織が行うことにより次の効果が期待されます。

- ・親子や子どもも含めて世代を超えた人達を集める。
- ・参加する人たちの役割分担をはっきりさせ、参加した充実感を高める。
- ・ボランティア活動やまちづくりに関わっている人達がお互いに認識し合い認め合っていける環境をつくる。

(4) 支援業務の受託

地域のまちづくり計画等の作成支援業務以外にも、いろいろな支援業務が考えられます。

- ・コーディネーター、ファシリテーター能力があるスタッフによる研修講師の派遣
- ・各種事業計画への住民参画についてのコンサルティング事業

(5) その他業務の受託等

市民活動支援業務以外にも、いろいろな業務や役割を引き受けることが考えられます。

- ・行政文書の区長への配布サービス事業
- ・他施設の維持管理・指定管理業務受託

さらに、政府系競争資金や県や各種財団の助成金を獲得して、必要な事業や関連の調査研究が実施できるような情報や人材の確保が求められます。

2. 多様な市民の参画を募る方策

中間組織を支え、協力するために、関連する知識やノウハウを有する人材を人材バンクとして登録し、市民活動への相談体制の構築も望まれます。

また、地域計画の策定支援業務の受託に当たっては、地域の住民が積極的に参加し、地域の担い手が拡大するよう手助けをおこなうとともに、中間支援組織の活動に参画できる人材の確保に努めます。

第6章 付帯意見

1. 市民活動支援基金の検討

協働のまちづくりの中で実際に行われる市民活動は、企業が参入するほどの市場として確立しない分野において、市民の気づきや共感から活動が始められるものであり、財源確保の問題は事業の成否の大きな要因となります。このため、市や事業者、各種団体、住民からの出資によるまちづくり基金の設置が望まれます。

2. 中間支援組織の位置付けの明確化

中間支援組織の必要性を行政として十分に認識し、条例や各種計画で必要な支援について明記することが重要と考えます。

3. 登米市民活動の日の創設

登米市内一斉に大人から子どもまで市民活動を行う日を定めることにより、市民活動に対する理解が広がるものと考えます。

参考資料

1. 検討委員会設置要綱

登米市中間支援組織検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民と行政の協働によるまちづくりを推進する上で大きな役割を担うNPOや市民活動団体等を支援する中間支援組織の設立に向けた支援方策を検討するため、登米市中間支援組織検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 登米市の中間支援組織として必要な機能に関すること。
- (2) 中間支援組織が効果的に機能するための施設整備に関すること。
- (3) 中間支援組織が継続して活動するための支援制度に関すること。
- (4) その他、中間支援組織の設立に必要なと認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動にかかわる者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から最終検討報告書を提出した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部市民活動支援課において処理する。

(謝金)

第9条 委員会の委員には、予算の範囲で謝金を支給するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り委員長が定める。

附 則

この告示は、平成21年9月16日から施行する。

2. 検討経過

登米市中間支援組織検討委員会会議開催状況

項目	期日・会場	内容
第1回検討委員会	平成21年 9月17日 午後7時～ 市役所第3委員会室	・委嘱状の交付、自己紹介 ・委員長及び副委員長の選任について ・登米市協働のまちづくりの取り組みについて
第2回検討委員会	平成21年 10月22日 午後7時～ 市役所第1委員会室	・ワークショップによる意見抽出 テーマ： 登米市の市民活動を活発にするためには
第3回検討委員会	平成21年 11月18日 午後7時～ 市役所第1委員会室	・今後の検討テーマ（案）について ・年度内の検討スケジュール（案）について
第1回運営会議	平成21年 11月27日 午後0時～ 市役所第3委員会室	・今後の検討テーマ（案）について ・年度内の検討スケジュール（案）について
第1回自主検討会	平成21年 12月2日 午後7時～ 市役所第2委員会室	・登米市型中間支援組織に必要な機能の確認 ・現地調査について ・第4回検討委員会について
現地調査	平成21年 12月8日 午後2時～ 米山公民館多目的ホール	・登米市中間支援組織の検討に必要な地域 ニーズについての情報収集
第4回検討委員会	平成21年 12月8日 午後4時～ 米山公民館多目的ホール	・現地調査意見の集約・分類について ・提言書中間報告書の章立て（案）について
第5回検討委員会	平成22年 1月27日 午後2時～ 迫公民館研修室	・中間支援組織検討委員会中間報告書（案） について ・自主検討会の開催について
第2回運営会議	平成22年 2月8日 午後0時～ 市役所第4委員会室	・第2回自主検討会について ・第1章、第6章の検討について
第2回自主検討会	平成22年 2月15日 午後7時～ 市役所第1委員会室	・グループワーク（担当部分の検討について） ・各班からの検討内容に報告と意見交換
第3回運営会議	平成22年 2月19日 午後7時～ 市役所第1委員会室	・第3回自主検討会について ・第1章、第6章の検討について
第3回自主検討会	平成22年 2月23日 午後7時～ 市役所第1委員会室	・グループワーク（担当部分の検討について） ・各班からの検討内容に報告と意見交換
第4回運営会議	平成22年 3月16日 午後7時～ 市役所第1委員会室	・第6回検討委員会について ・中間支援組織検討委員会中間報告書（案） について
第6回検討委員会	平成22年 3月23日 午後3時～ 市役所第4委員会室	・中間支援組織検討委員会中間報告書（案） について ・来年度の検討内容について

3. 委員名簿

登米市中間支援組織検討委員会委員名簿

No.	氏名	委員区分	備考
1	山田 晴義 (委員長)	学識経験者	宮城大学地域連携センター地域振興事業部アドバイザー 宮城大学名誉教授 東北圏地域づくりコンソーシアム推進協議会会長
2	及川 幾雄 (副委員長)	学識経験者	「登米市中間支援組織の在り方についての意見書」を提出 (H21.6.30 付け) ※夢実現グループリーダー
3	鈴木 清	学識経験者	登米市協働のまちづくり推進条例等に関する提言」を提出 (H21.1.28 付け) ※夢創造グループリーダー
4	佐藤 ヨネ	学識経験者	登米市ボランティア協会会員 サンフラワー・サポート・エイト会会計 ※夢創造グループ
5	渡部 俊幸	学識経験者	特定非営利活動法人パソコン・ネットみやぎ理事長 地域連携交流会実行委員 ※夢実現グループ
6	鈴木きぬ糸	市民活動関係者	子育て支援ボランティアサークルあそぼ代表 (地域協働まちづくり事業「食と心と体」出前事業実施) ※夢実現グループ
7	新田 修平	市民活動関係者	第1期地域次世代リーダー養成講座修了生 T I ネット (H@! FM) 広報部長 ※夢実現グループサブリーダー
8	小野寺義幸	市民活動関係者	「市民が創る地域のまちづくり計画」森地区策定委員会委員 ※夢創造グループ
9	及川 敏弘	市民活動関係者	「市民が創る地域のまちづくり計画」米川地区策定委員会委員、第2期地域次世代リーダー養成講座受講生 ※夢創造グループ
10	高橋 和恵	市民活動関係者	「市民が創る地域のまちづくり計画」吉田地区策定委員会委員 ※夢創造グループサブリーダー

あとがき

「登米市型」の中間支援組織を検討しようと各地域の異なる年代の10名が集まり、新田委員の推薦で副委員長をすることになったのは昨年9月。ほとんどの方が初対面でしたし、行政側があらかじめ用意した「事務局案」などは無く、白紙の状態ですスタートしたものでしたから正直言って不安でした。

それぞれが様々な形で市民活動を行なっているメンバーが集まったの会議は、多くの自由な意見が続出し、結果的に、予定されていた月1回の会議では足りるはずもなく、米山地域での現地調査や運営会議を含め半年で14回の会議が開催されました。

それでも進行役の山田委員長が、委員の皆さんの考えを尊重しながら意見を引き出してくれたおかげで、個々の所属団体のテーマや課題に留まることもなく、また、参加するたびにぐったりしてしまうような会議でもなく、前向きで活発な参加型の会議が運営されました。

夢創造グループと夢実現グループに分かれ、報告書のまとめに入る頃には中間支援組織に対する認識のズレや温度差も減り、「登米市型」の中間支援組織のあり方を打ち出し、協働のまちづくりの方向性までをも議論していました。

市民公募の〇〇委員会が数多く設置され、市民参加の体裁をととのえているだけではないかと議会等で批判されているようですが、この委員会での約半年間は、まさに協働の実践の場であったように思いますし、楽しくも学び深い時間を過ごせたように思います。

これまでの議論をとおり、住民自治のまちづくりと市民の公共への参加を促進する上で、中間支援組織の果たすべき役割の大きさは理解したわけですが、今年度もメンバーはもちろん多くの市民の意見収集を図りながら、策定中の「まちづくり基本条例」とともに市民主体の公益活動を活性化する後ろ盾になるよう、残りの論議を進めたいと考えております。

登米市中間支援組織検討委員会
副委員長 及川 幾雄

平成22年4月
登米市中間支援組織検討委員会 中間報告書

事務局 登米市企画部市民活動支援課

〒987-0511

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話 0220-22-2173

FAX 0220-22-9164

ホームページアドレス <http://www.city.tome.miyagi.jp/>

電子メールアドレス shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp